

辰野町国民健康保険運営協議会議事録

日 時	令和 7 年 11 月 27 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
場 所	辰野町役場 第 7、8 会議室
出 席 者	1 号委員 小野耕一、小澤富三重、野澤文将 3 号委員 松澤千代子、吉澤光雄、栗林俊彦 4 号委員 百瀬 博 町長 事務局 住民税務課長 桑原、同課長補佐兼住民税係長 山田、同課長補佐兼国保医療係長 北澤、同課諸税係長兼徴収係長 塚間、同課諸税係 山口、佐藤、同課国保医療係 山崎、小松
欠 席 者	1 号委員 百瀬喜美子 2 号委員 村岡瑠以子、池上英明、石崎玲、小山俊平 3 号委員 山寺正子

	桑原課長：改めまして皆様こんにちは。 定刻となりましたので、辰野町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。それではまず初めに開会の言葉を松澤副会長、お願いいたします。
1. 開会のことば	松澤副会長：いよいよ税率を変えていかなければならない状況ですので、今日 はしっかりと審議をしていていただきたいと思います。 それでは、これより辰野町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
会議の成立について報告	それでは、会議に先立ちまして、事務局より諸般の報告をいたします。 本日、委員 13 名中、7 名の委員の方に出席いただいております。 ただし、1 号委員の野澤委員がお見えになったのですが、体調不良ということで急遽お帰りになりました。野澤委員から、この料金見直しについて賛成だと伺っております。 それでは本協議会については、辰野町国民健康保険条例施行規則第 4 条に基づき、半数以上の委員の出席により成立していることを報告いたします。
2. 会長あいさつ	小野会長：本日は令和 9 年度に県の標準税率に統一するための段階的な協議の場になります。 新設する子ども子育て支援金分についてはもう一度集まっていた だき、協議を開催するということですので、よろしくお願いします。 本日はわからないこと、どんなことでも質問していただき、納得する 方たちで次の協議会へ繋げていきたいと思っておりますのでよろしく お願いします。
3. 議事録署名人の指名	小澤委員と吉澤委員に議事録の内容の確認をお願いする。
4. 議題 (1) 辰野町国民	小野会長：それでは次第に沿い、進めていきます。 議題の（1）辰野町国民健康保険税率の見直しについて、説明を事

健康保険税率の見直しについて	務局よりお願いする。 塚間係長：まず税率の見直しの前に、国民健康保険税の税率の仕組みについて説明する。国民健康保険税の税率は、3つの区分と4つの項目に分かれている。そしてそれぞれの項目の税率や税額は県が示す標準保険税率を参考に各市町村が定めている。 医療給付費分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分という3つの区分の中に、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額という4つの項目がそれぞれ設定されている。 辰野町の税率は、県が示している標準保険税率より低くしているが、国保税の税収が減少して基金の残高が少なくなったため、他市町村と足並みを揃えていくため、税率改正が必要。 県としても、令和9年度には標準保険税率への統一を目指しており、資産割額も廃止すると示されている。 そこで、令和4年12月から国保税率の見直し諮問委員会を開催し、議員の皆さんに協議をしていただき、令和5年8月に町長に対して答申がなされた。 答申の内容は、税率を変えろということと、令和9年度までに資産割額をなくし、所得割額、均等割額、平等割額については、標準保険税率との差異を鑑みた上で改正案を決定することというもの。また、急激な負担増とならないように、2段階で税率改正をして、標準保険税率に近づけていくということが決まった。 令和6年度の改正のときは資産割額の割合をそれまでの半分とし、所得割額、均等割額、平等割額の部分は、引き上げまたは据え置きとした。 令和7年度は、令和6年度のこの税率を据え置いている。 令和8年度で2段階目の税率改正を行いたいので、今回の協議会では、令和8年度の税率を決めていただきたい。 再び国民健康保険税の区分や項目の説明を行う。 4つの項目のうち、所得割額は、加入者の前年の所得に税率をかけて計算する。 資産割額は、加入者の固定資産税に税率を掛けて計算する。 均等割額は、加入者の数に税額をかけて計算する。 平等割額は1世帯あたりにかかってくる決まった税額。 3つの区分について。医療給付費分は、医療費の給付に充てられる。後期高齢者医療支援金分は、後期高齢者医療制度への拠出に充てられる。 介護納付金分は40歳から64歳の加入者に対して課税される、介護保険にあたるもの。 国保税の税額は、この医療給付費分の4つの項目で計算した額と、後期高齢者医療支援金分の4つの項目で計算した額を足したもの
-----------------------	--

となっており、加入者が 40 歳から 64 歳の間の方の場合は介護納付金分の 4 つの項目で計算した額をそこに足したものとなる。
税率改正について考えていく前に、現在の国保運営の状況について説明する。

国保基金の残高は、令和 7 年度見込みで 4258 万 9000 円の減少となっており、来年度に繰り越せる額が 1912 万 7908 円の見込み。

今までは基金を取り崩すことで、低い税率による税収不足を補って赤字で運営してきたが、それができない状況。

辰野町の税率を上伊那の中で比較した資料を配布してあるが、他市町村と比較しても、現在国保税が低い数字になっている。

資料の中に参考税額というものがあるが、実際に参考の世帯の場合に、各市町村では国保税額がいくらになるのか計算をしたもの。他市町村よりも低くなっている。

続いて標準保険税率について。資料に令和 7 年度における辰野町の標準保険税率を記載しているが、標準保険税率は、毎年 2 月頃に県から各市町村ごと示される。この県が示した標準保険税率が黒字か赤字かの別れ目で、標準保険税率で課税をするとほぼ黒字にも赤字にもならない水準。標準保険税率よりも低い税率をとる場合は、その差額分を県に納付する必要がある、赤字となる。

令和 7 年度の場合の標準保険税率は、医療給付費分の所得割額が 6.49%、均等割が 2 万 3647 円、平等割が 2 万 4169 円、後期高齢者医療支援金分の所得割が 2.93%、均等割が 1 万 738 円、平等割が 9623 円、介護納付金分の所得割が 2.44%、均等割が 1 万 241 円、平等割額 8275 円。

この令和 7 年度標準保険税率をもとにして、令和 8 年度の町の国保税率の案を 3 案作成した。

まずパターン 1 が、令和 7 年度標準保険税率とほぼ同じ数字。

医療給付費分の所得割が 6.5%、均等割額 2 万 3500 円、平等割が 2 万 4000 円、後期高齢者医療支援金分の所得割が 2.9%、均等割が 1 万 500 円、平等割が 9500 円、介護納付金分の所得割が 2.5%、均等割が 1 万 500 円平等割額 8500 円というパターン。

続いてパターン 2。他市町村の税率を参考にして、辰野町の標準保険税よりも低く設定したもの。

医療給付費分の所得割が 6.1%、均等割が 2 万 500 円、平等割が 2 万 1500 円、後期高齢者医療支援金分の所得割が 2.5%、均等割額 8000 円、平等割が 7100 円、介護納付金分の所得割が 2.3%、均等割が 8500 円、平等割が 7000 円。

続いてパターン 3。他市町村の税率を参考にして、辰野町の標準保険税率より高くしたもの。

医療給付費分の所得割が 8.2%、均等割が 2 万 5000 円、平等割が 2

万 4000 円、後期高齢者医療支援金分の所得割が 3.2%、均等割が 1 万 500 円、平等割は 9500 円、介護納付金分の所得割が 2.6%、均等割が 1 万 1000 円、平等割が 9000 円。

3つのパターンを取った場合の税額について確認する。

令和 7 年の税率では、今年度の年間の税額は 2 億 8776 万 3200 円。これに対し、パターン 1 の場合、年税額の試算が 3 億 3621 万 4000 円。黒字が約 0 円となる見込み。

パターン 2 の場合、年税額を試算すると 2 億 9755 万 3000 円。3866 万 1000 円ほど赤字となる見込み。

パターン 3 の場合、年税額の試算額が 3 億 7729 万 5000 円。4108 万 1000 円の黒字となる見込み。

次に、各家庭の税額にどの程度の影響があるのかについて見ていきたい。

6つのモデルケースとなる世帯を想定し、それぞれの世帯において、3つのパターンでどれほど税額が変わるのかを計算している。全体を通して言えるのは、資産割がなくなるので、今まで資産割が高くかかっていた世帯は、現在よりも年間の税額が下がる傾向にある。

例えばモデルケース 6 のように、66 歳の 1 人世帯で、所得は 10 万円、固定資産税額が年間 19 万 7000 円かかっているという世帯では、今までよりも年間の税額が下がる。

標準保険税率よりも低く設定したパターンは税額が安くなり、標準保険税率と同じ額にしたパターンはそれよりも税額が上がって、標準保険税率より高い税率にしたパターンは、さらに負担が大きくなるというのが一般的なモデルケースでの税額。

今ある 3つの区分、4つの項目について、3つの案を作成したが、8 年度から新設される区分がある。

令和 8 年度からは子ども子育て支援金制度が始まる。子ども子育て支援金制度は、国民健康保険の加入者も社会保険の加入者も負担する。子ども子育て支援金制度のために拠出をするというもの。

国民健康保険における子ども子育て支援金分は、県に対して各市町村が納付する金額分になるように、税率を定めたい。

辰野町が県へこの子ども子育て支援金分として、いくら納付することになるのかは、12 月下旬に示される予定。

計算としては 18 歳以上の被保険者 1 人につき 250 円を目安とすることになっており、現時点でわかっている参考値としては、2071 万 5603 円という試算額が出ている。

この子育て支援金分も、所得割、均等割、平等割という区分にわかれていて、それぞれの区分の率や額の基準が 12 月ごろに県から示される予定。

子ども子育て支援金分については、県から基準が示された以降に、運営協議会で協議をお願いしたい。

今回示した3つの案には、子ども子育て支援金分が加算される。ではこれらの資料を参考にして、令和8年度の町の国保税率についてご協議いただきたい。

小野会長：一気に説明されたので、わからない部分もあるかと思いますが、とりあえず今の説明の中で聞きたいことわからないことがあったら委員の皆さんお願いします。

確認ですが、税率案の金額に、今話した子ども子育て支援金の県交付金、試算では2000万円、これが加わる。そういう理解ですね。

塚間係長：はい。子ども子育て支援金分については、今回の3つの案の年税額の試算には入っておりませんのでこれに加えて、子ども子育て支援金分のおよそ2000万円が、年税額として必要になってきます。

小野会長：他にございますか。

栗林委員：2点質問がありまして、まず一点目なんですけれども県から示されている標準保険税率、これ過去、例えば5年ぐらい見ると、税率はどのように変化しているのか今後どのような見通しが立たるのかというのが一点あります。

もう一点はモデルケース6つ作っていただいたんですけど、それぞれ大体町の中でどのくらい該当しそうなモデルなのかという割合がわかると、一番良い影響を受けるモデルはどこなんだということがわかるので、そんなようなイメージが湧く資料がもしあれば教えていただきたいと思います。

塚間係長：どちらの数についてもすぐに正確な資料が出てこなくて申し訳ないんですが、各年の標準保険税率についてですが、変動があるんですけども、全体としては上がってきています。

令和6年度でいきますと、医療給付費分の所得割が6.17%、均等割が2万2523円、平等割が2万2828円、後期高齢者支援金分の所得割が2.96%、均等割額が1万1116円、平等割額が9789円、介護納付金分の所得割率が2.51%、均等割が1万828円、平等割が8589円となっています。

また、各モデルケースなんですけど、こちらでも正確な数字がなく申し訳ないんですがやはり国民健康保険税については会社の社会保険に入っている人以外の方が入られるものですので、モデルケース3にあるような仕事を既に退職されて後期高齢者医療保険になられていないという方。こういった世帯の方が多いかなというふうに感じております。

栗林委員：今のお答えありがとうございました。なぜこんな質問をしたかといいますと、今回令和8年度の税率改正を検討するんですけど、今後、毎年税率改正を行うのか、例えば3年とか5年に一度、といっ

たことなのかという見通しを持った上で、今回検討した方がいいのかなと思ひまして。

毎年やるのであれば、その都度、県からの標準税率を考えて変えればいいことですし、例えば3年に一度ぐらいにすることになれば、やはり3年後ぐらいまで想定した上での税率を考えないと、毎年、例えば赤字になってしまったりすると基金が枯渇してしまうので枯渇しない程度の税率にする方がいいのかなというふうに考えたのでちょっとお聞きした次第です。

北澤補佐：今、資料もコピーしてお配りさせていただきました。

こちらは平成30年度に、県と町の合同の運営が始まってからの保険税率の推移といたしまして、平成30年度から令和7年度まで取りまとめをしたものです。

平成30年度の時点では、県の標準保険税率では5.58%が基準となっていたところを辰野町が5.2というような形で始まっていますが、辰野町で税率を据え置く間に、県の方では徐々に税率の方は上がっております。ただ、ご覧いただきますと令和6年度、7年度が急激に県の標準保険税率の方も上がり出しているというところもありますので、保険税のもの、推移の方もそういった形で変動がございますので、お含みおきいただければと思います。

小野会長：ちょっと私からもいいですか。今回の目標としている税率はパターン1ということですが、県の標準税率は100分の1の位まで数字が出てるんですけど、町の案ではなぜその位を省いたのですか。

塚間係長：そちらについては、実際の計算の上で、数字が細かくなりすぎてしまわないように、今までの町の税率と同じように、小数第1で、少し調整をさせていただいたということです。

小野会長：その他にありますか。

吉澤委員：はい。パターン1が、町側としてこうしたいということでしたので、これについて確認させてください。

まず現状の保険税の収納額が2億8776万3200円でよかったですか。

この前の決算議会の説明資料、国保税の決算の説明資料等、国保税の決算額は、2億9491万8700円になっているんですが、この違いは何ですかね。700万ほど違います。

塚間係長：先ほど説明させていただいた数字は決算額とは異なっておりまして、年間の税額です。実際に入ってきた額とはまた異なるというところと、決算の額においては過年度分が入っておりますので、また変わってくるというところです。

先ほどご説明させていただいた令和7年度の税額というのが、令和7年度の国民健康保険税として課される額というところで、決算については、実際には収納率の関係で少し変わってくる部分があるの

と、過去に課税されていて、まだ収納できていなかった部分が令和7年度に入ってきて上がるというところがありますので少しずつれてきているかと思います。

吉澤委員：そうすると、現年度課税額という理解でよろしいですかね。

塚間係長：はい、そうです。

吉澤委員：はい、わかりました。私のメモで違いはないですね。2億8775万3200円。

塚間係長：はい。そうですね2億8776万3200円です。

吉澤委員：次ですね。子ども子育て支援金が約2000万円、先ほど2071万5000円何がしとおっしゃいましたけどこれは合わせざるをえないと思うんですね。保険税に反映せざるをえない。

とすると、私はこういう計算してみたんですけども、そういう理解でいいのか。

令和6年度なのかな、国保の加入者数が3072人という数字があります。

これは私の手元にある冊子の数字なので、これ2000万円を3200人で割ると、1人当たり6330円くらい負担することになると、平均すれば。それでいいですかね。

辰野国保加入者1人当たり平均で子ども子育て支援金の拠出金を負担する場合は、2000万円を人数で割った金額約6000円の了解でいいでしょうか？

塚間係長：平均しますと、約2000万円を加入者数で割った数字というふうにはなるんですけども、こちらの子ども子育て支援金分につきましては、子育て世帯に対して使っていくという観点から、18歳未満の加入者については、課税しないという考え方があるということですので実際には18歳以上の加入者に対して、課税されていく計算になるかと思います。

吉澤委員：わかりました。

どのくらいの年齢になるのかっていうと、パターン別の理解も大事ですけれども、全体で見た場合には、保険税収入が現状からどのくらい上がるかって所まで見ると1つわかりやすいと思って私出してみたんですけども、パターン1でいうと、現行2億8700万が3億3600万になるということは、約17%の値上げ。これに子ども子育て支援拠出金を加え、多分現在の保険税額をこれと比べると1.24。24%の値上げという計算ができるんじゃないかと、全体としてどのくらいの値上げになるのかといったら家族により、所得により、年齢により、色々違いますが、全体とすれば、パターン1では、24パーセントぐらいまで上がるという理解でいいかと思う私は思うんですけど、どうでしょう。

塚間係長：はい、そうですね。全体を平均しますと1.24倍となってくるかと

思います。

吉澤委員：この点で最後にしますけれども、前回も私は値上げには反対させてもらって、会計外繰入の実施と、苦しい時期だから何とか上げないでもらいたいという話をしたんですが、前回も当局も委員会でもさんざん検討して、四、五割ぐらいの方が値下げで、五、六割ぐらいの方が値上がりという形で、値上がりの増収額も年間で900万円くらいだったという記憶なんですよ。

本当によく苦勞されて低い値上げに抑えたということは私も理解しましたし、評価をしたわけですけども、それでもあったわけです。ただ今回の値上げは、それよりもかなりきつい値上げになるということなんだなということを確認したかったものですから、背景の理由はそれなりにわかりますけども、前回900万に対して、今回は約6000、子ども子育て政策も含めると約7000万の引き上げですからかなり値上げであるということを理解しました。

小野会長：その他ございますかね。

松澤副会長：はい。そのパターン1の部分なんですけど、予算としては足りませんか。

塚間係長：こちらが令和7年度の標準保険税率を使っているのに対し令和8年度には少し標準保険税も変わってくる可能性はありますが、そういったときには基金の方で、現在1900万円ほどというところで繰り入ってくるのは厳しい状態なんですけど、そういったもし足りなくなってしまうときの基金ですので、そのときには基金を使いたいと考えます。

松澤副会長：基金の残高が結構減ってますよね。一気に減ってきている。

なので、ちょっと心配かなって私は思ったんですけど、その辺りは、要は一般会計から繰入なきゃいけないってしまわないのではありませんかと思うんです。

他だっていっぱいいっぱいだしっていうふうに思ってるんです。だから、大体これで間に合うっていう、そういう数字を出してもらわないと基金を当てにするのはあと1年なんだけど、そこで足りなくなってしまうと、一般会計から出さなくてはいけなくなるような事態を起こしてはいけないのでそこをしっかりと計算していただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

北澤補佐：こちらの税率につきましては、集めたお金で県に納める事業費納付金の方の算定の基になっているものですから県が示す保険標準保険税率で保険料を徴収した場合には、事業費納付金は何の基金からの繰入もなく支払えるという試算になっておりますので、基本的に県の標準保険税率で付加していけば、赤字になることはないという状況になっておりますので、パターン1の保険税率で賦課させていただくと基金の繰入をするようなケースにはならないと見込んでおります。

松澤副会長：わかりました。ありがとうございます。

小野会長：その他ございますか。

吉澤委員：はい。県の標準税率。栗林さんが言ったことも関係あるんですけども県としては統一したいっていう考えですね。

今年度示されているのは統一の前段階での標準税率ですね。令和2年のデータで計算したんですけども、いわゆる年間の国保税の税収額を国保加入者1人当たりで割った場合の平均国保税の調定額は、この当時の辰野町は約8万円だったんですけど、上伊那平均でも9万5000円なんですよ。

県下平均はそれよりも高いか低いかわかりませんが、当面は上伊那での一定の統一ということを考えてますから、今回の値上げで子ども子育てを除いても2万数千円の値上げになるのかな。このパターン1標準税率であった場合ですけど、これもさらに上がっていくと思います。

ですから、ここで話してもしょうがないことですけども、国保という仕組みが持つ制度的な弱点を国が支援し直してもらわない限りは、所得に対する負担税率が高すぎる。協会けんぽの1.5倍ぐらい高い。辰野町で試算しても、協会けんぽに比べても負担率は1.5倍から1.6倍高い価格になっています。

この高い国保税率をさらに引き上げていかないとどうにもならないという。

ですからこの標準税率でいけばとりあえずはいけるんじゃないかって言いますが、それは今の話で、これがさらに標準税率が引き上げられていけば、上げなきゃいけないということなんですよ。そこだけお願いします。

小野会長：ちょっと私も疑問。

県の標準税率を使っていくということは、毎年税率改正をするということでもいいですか。子育て支援金の関係は毎年毎年税率改正をしていくっていう考えですか。

塚間係長：そうですね令和9年度以降は、毎年県の示してくる税率に合わせて変えていくという予定です。

小野会長：吉澤さんいいですか。小澤さんどうですか。

資産割が全然なくなるということでその影響は所得割の税率がどんどん上がってくんだけど、影響を大きく受ける人がどれくらいいるかわかりますか。

塚間係長：そうですねやはり所得の大きい方の世代については影響が大きく出てくるかと思います。

小野会長：なにか他にございますか。

栗林委員：共働きでアパートに暮らしてるような人で協会けんぽに入らない事業所に入っていない人なんかは該当しますか。

(2) 今後の予定について	塚間係長：そうですね会社の社会保険でない方で共働きであれば、その分世代の所得が高くなるでしょうから、そういった世帯については影響が大きいかと思います。 小野会長：一番怖いのは、滞納が出てくること。収納率が下がる可能性が一番心配されるのかなと思います。 どっちにしてもこのパターン1の税率でいかないと基金もないという結論だと思うんですけど、他になれば協議会としては、この税率で増やしてくれってということで意見集約したいと思いますけど意見はありますか。 吉澤委員：はい。私はご説明の趣旨は主に理解できたつもりなんですけど値上げをしないでもらいたいということで、案には反対の意見を言わせていただきます。一般会計からの繰入しかありません。 繰入について1つは、国保を都道府県化する時の国会論議で、法律論争の中で、各市町村が国保加入者の負担を軽減するために繰り入れすることは、各地方自治体の自治の権限だから法律で禁止するものではない。これまで通りできますと国会で答弁がされています。ただ事実上、いわゆる法定外繰入は解消するように指導されているようですけども、これ自体が国会論議や違法な行為なんですけれども、地方自治法に規定する行為なんだけど、しかし、基金を増やすために繰入するものは、指導の対象にはしないそうです。具体的には伊那市で4年間で2、3億円ぐらい繰り入れして、基金を5億円ぐらい増やして国保税の値上げを抑えてきたりしています。これは指導されてないそうです。これだけでいつまでも続けるつもりではないことはわかるんですけど、やっぱり物価高でとても厳しいときですし、今回、国の制度とはいえ、子ども子育て給付金である他の件もありますけれども、合わせると23、4%の値上げというのは本当に厳しいもんですから、仮に1年2年にしても、一般会計から基金へ繰入してもらって、基金のやりくりで値上げを抑えるようにしていただきたいということで、私としては申し訳ないですが、反対という意見を言わせていただきます。以上です。 小野会長：欠席した人は賛成ということですが何に賛成ですか。 桑原課長：税率改定パターン1です。 小野会長：このパターン1の税率に賛成の方は挙手をしてください。 (挙手多数) 協議会としては、賛成したということで、締めたいと思います。 括弧2番の今後の予定についてお願いします。 塚間係長：今後の予定ですが、子ども子育て支援金分の市町村の目安が県から示された後、1月に臨時の運営協議会をお集まりいただき、税率を確定させたいと考えております。 その税率は3月の議会へ提出する予定です。また、住民説明会の開
----------------------	---

	催も検討しています。 令和 8 年度については今回協議していただいた税率と子ども子育て支援金分による税率を合わせたもので国保税の率が決まってきました、令和 9 年度からは県の標準保険税率に合わせた税率と、子ども子育て支援金も税率が始まっている予定となっています。 小野会長：1 月の日程は決まっていますか。 塚間係長：1 月の臨時の運営協議会についてですが、1 月 15 日木曜日の午後 3 時から役場の大会議室にお集まりいただきたいと考えております。改めて通知を送らせていただきますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席いただけたらと思います。 小野会長：ありがとうございます。 それではその他について事務局大丈夫ですか。 皆さんの方からありますか。
5. 閉会のことば	桑原課長：小野会長にはスムーズな進行を行っていただきありがとうございます。それでは、閉会の言葉を松澤副会長、お願いいたします。 松澤副会長：お疲れ様でした。 今後の予定ということで 1 月 15 日 3 時を予定しておいていただきたいと思います。 それでは今日は本当にお疲れ様でした。

会 長 小野 耕一 

議事録署名人 吉澤 光 

議事録署名人 川澤 富三郎 

